

第1 普及啓発（平成26年度）

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，県政かわら版，福祉のまちづくり広報誌「ありば」
条例説明会（相談員研修会と同日開催）【県内7か所】 平成26年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 平成26年度鹿児島県障害者保健福祉大会 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム

2 事業所等の研修会等での説明

区 分	障害福祉課		大隅地域振興局 相談員	大島支庁 相談員	計
	職 員	相談員			
条例施行前	31	—	—	—	31
条例施行後	10	0	4	1	15
計	41	0	4	1	46

3 事業所等への個別訪問

区 分	障害福祉課		大隅地域振興局 相談員	大島支庁 相談員	計
	職 員	相談員			
条例施行前	0	—	—	—	0
条例施行後	0	0	77	19	96
計	0	0	77	19	96

第2 相談対応（平成26年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel：099-286-5110 Fax：099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel：0994-52-2108 Fax：0994-52-2110	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		35	13	2	50
	不利益取扱い	3	2	0	5
	合理的配慮	3	1	1	5
	その他	29	10	1	40
対応 回数		55	18	2	75
	不利益取扱い	16	2	0	18
	合理的配慮	3	2	1	6
	その他	36	14	1	51

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

イ 医療の提供

No.	相 談 者					
1	年齢	70代	性別	女	障害種別	－（障害者の妻）
内容	夫（75歳・内部障害，肢体不自由）が人工透析のために通院している病院は，人工透析患者をタクシーで無料送迎しているが，夫は車椅子を使用しているからと有料にされている。これは障害者差別ではないか。					
対応	病院に事実関係を確認したところ，タクシー会社に委託して無料送迎を実施していること，相談者の夫も当初は当該タクシー会社を利用して無料であったこと，その後相談者の夫は，数人の患者と同乗することが身体上きついためと車椅子のまま乗車できる他社タクシーを利用するようになったこと，病院は厚意で相談者の夫のタクシー料金の半額を助成していることが判明した。					
結果	病院は，相談者の夫を無料送迎の対象から外している訳ではなく，また，相談者の夫が任意に利用しているタクシー料金についても助成していることから，他の患者より優遇はしていても，不当に不利益な取扱いはしておらず，障害者差別には該当しない旨を相談者に対して繰り返し説明したが，最後まで納得は得られないまま終結。					

ウ 商品の販売及び役務の提供

エ 労働及び雇用

No.	相 談 者					
2	年齢	44歳	性別	男	障害種別	精神障害
内容	職場の同僚が精神障害者に偏見があるらしく，陰で差別的な発言を繰り返され，そのストレスから体調を崩した。					
対応	相談者は，相手方や職場への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため，傾聴のみで終結。					

No.	相 談 者					
3	年齢	不明	性別	男	障害種別	－（施設職員）
内容	質問：身体障害者に限定して（知的障害者，精神障害者を除いて）労働者を募集するのは障害者差別か。					
対応	障害者でない者と比較して障害者を有利に取り扱うことは障害者差別に該当せず，また，募集に際して一定の能力を有することを条件とすることについては，当該条件が業務遂行上特に必要なものと認められる場合は障害者差別には該当しない旨を回答。					

No.	相 談 者					
4	年齢	不明	性別	男	障害種別	知的障害
内容	障害者雇用枠で入社したが、2年経っても正職員になれず、ほとんど昇給もない。健常者で同時期に雇用された者は既に正職員になっている。					
対応	相談者は、職場への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					

オ 教育

カ 公共的施設の利用

キ 交通機関の利用

ク 不動産取引

ケ 情報の提供及び受領

No.	相 談 者					
5	年齢	54歳	性別	男	障害種別	精神障害
内容	障害のため体調が優れないことが多く、地域の自治会に清掃等の自治会活動の一部を免除してもらっているが、以前、市広報などの回覧が回ってこないことを自治会長に訴えたとき、「お前も読むのか。」と言われた。					
対応	相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					

(2) 合理的配慮の事例

ア 物理的環境への配慮

No.	相 談 者					
6	年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	肢体不自由で、障害者用に改造した自家用車を保有しているが、自動車教習所にペーパードライバー講習の受講を申し込んだところ、障害者用の教習車がないこと、自家用車を教習に使用するには助手席にブレーキがないことから、受講を断られた。					
対応	相談者は、事業者への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					

No.	相 談 者					
7	年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	パーキング・パーミット協力施設なのに、駐車場に案内表示がなく、障害者用駐車区画に障害者でない者が駐車していることがある。					
対応	施設側に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	案内表示のステッカーが駐車場に掲示された。					

イ 意思疎通の配慮

ウ ルール・慣行の柔軟な変更

No.	相 談 者					
8	年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容	重複障害者だが、国家試験の受験に際して、問題の読み上げにパソコンを利用させてもらえない。					
対応	相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結					

No.	相 談 者					
9	年齢	不明	性別	男	障害種別	－（グループホーム計画者）
内容	市街化調整区域でのグループホーム建設の可否について市に相談したところ、都市計画法の施行条例による規制で、「共同住宅、寄宿舎又は下宿」の建設は許可されるが、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの」は許可されないと説明された。障害者が住みたいところに住めないというのは、合理的配慮の不提供に当たるのではないか。					
対応	相談者に対して、合理的配慮は、行政機関の事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことを説明。市に対して、構想しているグループホームの規模・形態等を示した上で説明を求め、十分な説明がないようであれば再度相談するよう助言した。					

No.	相 談 者					
10	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（障害者の妻）
内容	夫が病気で一時寝たきりになったが、リハビリで杖を使用しての歩行が可能となり、障害者雇用という形で同じ職場で勤務を継続している。勤続年数はもうすぐ通算30年になるが、最近、車椅子を使用するようになってから、「物を取って欲しいと言いつらい」、「声をかけると嫌そうな顔をされる」と話すことがあり、職場で差別的な態度を取られているようだ。					
対応	相談者は、職場への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					

